

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 1 0 号

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成
12年小牧市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の表岩崎デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。